

## 目 次

### 教育委員会規則

- 北海道いじめの防止等に関する条例の施行に関する教育委員会規則…………… 2
- 北海道学校職員の給与に関する条例附則第35項の表第1号に規定する管理職員を定める教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則…………… 4
- 北海道立少年自然の家条例の一部改正に伴う関係教育委員会規則の整理に関する教育委員会規則…………… 4
- 共同訓令
- 北海道経済・雇用対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令…………… 5
- 教育長訓令
- 道立学校文書管理規程の一部を改正する教育長訓令…………… 6

### § 公布された教育委員会規則のあらまし §

#### ◆北海道いじめの防止等に関する条例の施行に関する教育委員会規則（教育委員会規則第2号）

##### 1 趣旨

北海道いじめの防止等に関する条例（以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるため、この教育委員会規則を制定することとした。

##### 2 内容

- (1) 条例第28条の規定による道立学校における重大事態の発生に係る報告は、別記様式の重大事態発生に係る報告書により行うこととした（第2条関係）。
- (2) 条例第29条第2項の規定による調査の結果の報告は、規則に定める事項を記載した書面により行うこととした（第3条関係）。
- (3) 条例第34条第1項の規定により設置する北海道いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）の所掌事項を次のとおりとすることとした（第4条関係）。
  - ・いじめの防止等に係る機関及び団体（以下「関係機関等」という。）の連携に関すること。
  - ・その他いじめの防止等のための対策の推進に関し、必要な事項に関すること。
- (4) 連絡協議会は、知事又は教育委員会の事務部局、北海道警察、学校、児童相談所、法務局その他規則に掲げる関係機関等の中から教育長が別に定めるものをもって構成することとした（第5条第1項関係）。
- (5) 連絡協議会に会長を置き、会長は、連絡協議会を代表し、会務を総理することとした（第5条第2項関係）。
- (6) 連絡協議会の会長は、教育長とし、事務局は学校教育局参事（生徒指導・学校安全）に置くこととした（第6条関係）。
- (7) 連絡協議会の会議は、会長が招集することとした（第7条第1項関係）。
- (8) 会長は、条例第34条第1項の目的を達成するため、必要と認めるときは第5条第1項に規定する関係機関等以外のものに出席を求めて意見を聴くことができることとした（第7条第2項関係）。
- (9) 第3章に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定めることとした（第8条関係）。
- (10) この教育委員会規則（第3章を除く。）の施行に関し必要な事項は、教育長が定めることとした（第9条関係）。

##### 3 施行期日

この教育委員会規則は、平成26年4月1日から施行することとした。

#### ◆北海道学校職員の給与に関する条例附則第35項の表第1号に規定する管理職員を定める教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第3号）

##### 1 趣旨

北海道学校職員の給与に関する条例の改正に伴い、管理職手当の縮減に係る管理職員の区分に関する事項を定めるため、この教育委員会規則を制定することとした。

##### 2 内容

- (1) 管理職手当の縮減に係る区分の設定。

- (2) その他所要の規定の整理を行うこととした。
- 3 施行期日  
この教育委員会規則は、平成26年4月1日から施行することとした。
- ◆北海道立少年自然の家条例の一部改正に伴う関係教育委員会規則の整理に関する教育委員会規則（教育委員会規則第4号）
- 1 趣旨  
北海道立少年自然の家条例の一部改正に伴い、関係教育委員会規則の規定の整理を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。
- 2 内容
- (1) 北海道立少年自然の家条例の一部改正による道立青年の家の道立少年自然の家への統合、施設の名称変更、施設の役割の追加等に伴い、次に掲げる教育委員会規則の規定を整備することとした。
- ア 教育財産規則（昭和47年北海道教育委員会規則第11号）  
イ 北海道立少年自然の家利用規則（昭和48年北海道教育委員会規則第14号）  
ウ 北海道教育庁等の職員の週休日及び勤務時間の特例に関する教育委員会規則（平成4年北海道教育委員会規則第20号）
- (2) 北海道立少年自然の家条例の一部改正による道立青年の家の道立少年自然の家への統合に伴い、北海道立青年の家利用規則（昭和45年北海道教育委員会規則第35号）を廃止することとした。
- 3 施行期日  
この教育委員会規則は、平成26年4月1日から施行することとした。

## 教育委員会規則

北海道いじめの防止等に関する条例の施行に関する教育委員会規則をここに公布する。  
平成26年3月28日

北海道教育委員会委員長 鷹野正義

### 北海道教育委員会規則第2号

北海道いじめの防止等に関する条例の施行に関する教育委員会規則

#### 目次

- 第1章 総則（第1条）  
第2章 重大事態への対処（第2条・第3条）  
第3章 北海道いじめ問題対策連絡協議会（第4条―第8条）  
第4章 雑則（第9条）  
附則

#### 第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この教育委員会規則は、北海道いじめの防止等に関する条例（平成26年北海道条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 第2章 重大事態への対処

（道立学校における重大事態の発生に係る報告）

**第2条** 条例第28条の規定による報告は、別記様式の重大事態発生に係る報告書によらなければならない。

（道立学校における重大事態に係る調査結果の報告）

**第3条** 条例第29条第2項の規定による調査の結果の報告は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- (1) 重大事態に係る事実関係
- (2) 重大事態への道立学校及び当該学校の教職員の対応
- (3) 重大事態に対し教育委員会又は道立学校が講じた措置
- (4) 教育委員会又は道立学校が当該報告に係る重大事態と同種の事態の発生の防止のために講ずる措置

#### 第3章 北海道いじめ問題対策連絡協議会

（所掌事項）

**第4条** 条例第34条第1項の規定により設置する北海道いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) いじめの防止等に関する機関及び団体（以下「関係機関等」という。）の連携に関すること。

(2) その他いじめの防止等のための対策の推進に関し、必要な事項に関すること。

(組織の構成)

**第5条** 連絡協議会は、知事又は教育委員会の事務部局、北海道警察、学校、児童相談所、法務局その他次の各号に掲げる関係機関等の中から教育長が別に定めるものをもって構成する。

- (1) 行政機関
- (2) 青少年・教育関係団体
- (3) 弁護士、医師、心理や福祉の専門家等に係る職能団体
- (4) 前各号に掲げる関係機関等のほか、教育長が必要と認めるもの

2 連絡協議会に会長を置く。会長は、連絡協議会を代表し、会務を総理する。

(会長及び事務局)

**第6条** 連絡協議会の会長は、教育長とし、事務局は学校教育局参事（生徒指導・学校安全）に置く。

(会議)

**第7条** 連絡協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、条例第34条第1項の目的を達成するため、必要と認めるときは第5条第1項に規定する関係機関等以外のものにも出席を求めて意見を聴くことができる。

(会長への委任)

**第8条** この章に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

**第4章 雑則**

(委任)

**第9条** この教育委員会規則（前章を除く。）の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

**附 則**

この教育委員会規則は、平成26年4月1日から施行する。

**別記様式（第2条関係）**

重大事態発生に係る報告書

年 月 日

北海道知事 様

学校名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

校長名 \_\_\_\_\_ 印

北海道いじめの防止等に関する条例第28条の規定により、次のとおり報告します。

重大事態の種別	
<input type="checkbox"/>	いじめにより在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。
<input type="checkbox"/>	いじめにより在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある。
<input type="checkbox"/>	在籍する児童生徒又はその保護者から重大事態が発生した又は発生した疑いがあるとの申立てがあった。

(ふりがな)	( )	性別		生年 月日	年 月 日
いじめを受けた 児童生徒の氏名		学年	年	課程 学科	課程 科
(ふりがな)	( )	住所			
保護者の氏名					
認知日時	年 月 日	( 曜日)	午前・午後	時 分	
重大事態の概要					

いじめを受けた 児童生徒の現状	(不登校の場合) 報告日における欠席日数 日
認知後の 学校の対応	
警察等関係 機関への対応	
報道の有無	
児童生徒・保 護者から重大 事態が発生し た等申立ての 内容	

(日本工業規格A4)

注1 「認知日時」の欄は、重大事態発生の疑いがあることを認知した日時又は在籍する児童生徒・保護者から重大事態が発生した等の申立てがあった日時を記載してください。

2 「重大事態の概要」欄は、いじめの態様等報告時に把握している事実関係を記載してください。

北海道学校職員の給与に関する条例附則第35項の表第1号に規定する管理職員を定める教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成26年 3月28日

北海道教育委員会委員長 鷹野正義

**北海道教育委員会規則第3号**

北海道学校職員の給与に関する条例附則第35項の表第1号に規定する管理職員を定める教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則

北海道学校職員の給与に関する条例附則第35項の表第1号に規定する管理職員を定める教育委員会規則(平成24年北海道教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

題名中「附則第35項の表第1号」の次に「及び第36項第2号」を加える。

本則中「昭和27年北海道条例第78号」の次に「。次条において「条例」という。」を、「区分」の次に「(同条において「管理職手当区分」という。)」を加え、本則を第1条とし、同条に見出しとして「(条例附則第35項の表第1号に規定する教育委員会規則で定める管理職員)」を付し、同条の次に次の1条を加える。

(条例附則第36項第2号に規定する教育委員会規則で定める管理職員)

第2条 条例附則第36項第2号に規定する教育委員会規則で定める管理職員は、管理職手当区分が4種又は5種に該当する職を占める学校職員とする。

**附 則**

この教育委員会規則は、平成26年4月1日から施行する。

北海道立少年自然の家条例の一部改正に伴う関係教育委員会規則の整理に関する教育委員会規則をここに公布する。

平成26年 3月28日

北海道教育委員会委員長 鷹野正義

**北海道教育委員会規則第4号**

北海道立少年自然の家条例の一部改正に伴う関係教育委員会規則の整理に関する教育委員会規則

(教育財産規則の一部改正)

第1条 教育財産規則(昭和47年北海道教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表1の項及び3の項中「、道立青年の家、道立少年自然の家」を「、道立青少年体験活動支援施設」に改める。

(北海道立少年自然の家利用規則の一部改正)

第2条 北海道立少年自然の家利用規則(昭和48年北海道教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

標題を次のように改める。

北海道立青少年体験活動支援施設利用規則

第1条及び第2条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 北海道立青少年体験活動支援施設（以下「体験活動支援施設」という。）の利用については、北海道立青少年体験活動支援施設条例（昭和48年北海道条例第4号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この教育委員会規則の定めるところによる。

（利用できる者）

第2条 体験活動支援施設を利用できる者は、次の各号に掲げる者とし、2号及び3号にあっては、原則として、5人以上で利用するものとする。

- (1) 北海道教育委員会（以下「教育委員会」という。）又は条例第4条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が行う事業の参加者及び協力者
- (2) 青少年の集団宿泊活動、自然体験活動その他の体験活動を行う者
- (3) 生涯学習活動を行う者
- (4) その他教育長が必要と認める者

第3条中「少年自然の家」を「体験活動支援施設」に、「条例第4条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」を「指定管理者」に改める。

第4条中「少年自然の家」を「体験活動支援施設」に改める。

第5条中「少年自然の家利用料金承認申請書（別記様式）」を「青少年体験活動支援施設利用料金承認申請書（別記様式）」に、「北海道教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改める。

第7条中「少年自然の家」を「体験活動支援施設」に、同条第2号中「中学校」を「中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）」に改める。

第8条中「少年自然の家」を「体験活動支援施設」に改める。

第9条を次のように改める。

（教育委員会による管理）

第9条 条例第13条第1項の規定により、教育委員会が体験活動支援施設の管理に係る業務を行う場合においては、第3条中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第6条中「同条第1項に規定する利用料金」とあるのは「条例第13条第2項の規定により読み替えられた条例第13条第1項の使用料（以下「使用料」という。）」と、第7条中「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

別記様式中「北海道立 少年自然の家利用料金承認申請書」を「北海道立青少年体験活動支援施設ネイバル 利用料金承認申請書」に、「北海道立少年自然の家条例」を「北海道立青少年体験活動支援施設条例」に改める。

（北海道教育庁等の職員の週休日及び勤務時間の特例に関する教育委員会規則の一部改正）

**第3条** 北海道教育庁等の職員の週休日及び勤務時間の特例に関する教育委員会規則（平成4年北海道教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「北海道立青年の家」を「北海道立青少年体験活動支援施設」に改め、同条第5項を削る。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この教育委員会規則は、平成26年4月1日から施行する。  
（北海道立青年の家条例利用規則の廃止）
- 2 北海道立青年の家条例利用規則（昭和45年教育委員会規則第35号）は、廃止する。

## 共 同 訓 令

北 海 道  
北海道教育委員会訓令第1号  
北海道警察本部

庁 中 一 般  
部 局

北海道経済・雇用対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月28日

北 海 道 知 事 高 橋 はるみ  
北海道教育委員会委員長 鷹 野 正 義  
北海道警察本部長 坂 明

北海道経済・雇用対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令  
北海道経済・雇用対策推進本部設置規程（平成15年北海道・北海道教育委員会・北海道警

察本部訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第7条中「経済部総務課」を「経済部経済企画室」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

---

## 教 育 長 訓 令

---

### 北海道教育委員会教育長訓令第2号

庁 中 一 般  
道 立 学 校

道立学校文書管理規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成26年3月28日

北海道教育委員会教育長 立 川 宏

道立学校文書管理規程の一部を改正する教育長訓令

道立学校文書管理規程（平成22年北海道教育委員会教育長訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1 様似の項を削る。

別表第3 小樽聳の項及び釧路聳の項を削り、同表釧路養護の項の次に次のように加える。

釧路鶴野支援
--------

釧鶴支
-----

**附 則**

この教育長訓令は、平成26年4月1日から施行する。